

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学外

被告 東京都、国

参加行政庁 世田谷区

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之外

被告 東京都、国

参加行政庁 世田谷区

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太外

被告 東京都、国

参加行政庁 世田谷区

意見書

平成24年9月14日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

参加行政庁指定代理人

山田幸男



同

楠田晃



同

富沢真人



同

田中太樹



同

浅野康



1 意見の趣旨

原告らの平成24年6月19日付け証拠申出書(1) (以下「原告ら証拠申出書(1)」という。)記載の各人については、いずれも証拠調べの必要がないと思料する。

2 理由

(1) 時機に後れた攻撃防御方法であること

ア 本件訴訟は、平成18年9月に提訴され、同年11月20日の第1回口頭弁論期日から現在まで、25回の口頭弁論期日が開かれ、6年もの月日を費やしている。この間、原告らは、裁判所から、何度となく、主張の整理や立証計画の提出を促されたにもかかわらず、特段、理由を示すことなく、これに応じようとしなかったが、ようやく「原告ら主張の位置付けについて」と題する書面が、本年3月22日に提出されたところである(しかも、同書面では、「原告らの主張が別紙の範囲に限られるという趣旨ではない」(1頁4行目)などと、主張の整理自体も終了していないようである。)

かかる経過だけをみても、今般の原告ら証拠申出書(1)による人証申請が、時機に後れた攻撃防御方法であることは明らかというべきである。

イ また、原告ら証拠申出書(1)記載の参加行政庁世田谷区に関する佐藤洋氏及び安水實好氏の立証事項に係る主張も、参加行政庁世田谷区の平成21年3月13日付け準備書面(8)により、双方の主張は出そろっていたのであるから、遅くとも、平成21年4月頃に、人証申請ないし人証申請の計画(予定)を示すことは十分可能であったのであって、同時点から3年余の月日が経過して出された原告らの本件証拠申出は、時機に後れた攻撃防御方法である。

(2) 書証等で十分であること

ア 原告らは、佐藤氏及び安水氏の証人尋問が必要な理由として、①昭和63年のパーソントリップ調査の結果を用いた経緯・理由が不明であること、②外縁部の区道を交通広場に含める必要性が不明であること、③下北沢街づく

り懇談会における安水氏の発言の趣旨が不明であることを掲げている（原告ら証拠申出書(1)7頁）。

しかし、上記①ないし③は、いずれも理由がない。すなわち、上記①については、昭和63年パーソントリップ調査の結果をひとつの考慮要素としたこと自体は、参加行政庁世田谷区は争っていないのであるから、この点について、改めて証人に聞く必要性はない。

また、上記②については、建築基準法の解釈として、外縁部の区道を交通広場に含めることが適法か否かの問題、つまり、法的評価の問題であるから、法解釈について証人に聞く必要性はない。

そして、上記③については、下北沢駅街づくり懇談会の議事録等の客観的な書証（甲第93号証の2、甲第93号証の5、甲第93号証の9、丁第39号証等）が既に出されており、その評価の問題であるから、安水氏の当時の「内心」を聞いても意味がない。

よって、佐藤氏及び安水氏の証人尋問を必要とする理由はない。

イ また、原告ら証拠申出書(1)記載のその余の各人についても、被告東京都の平成24年8月31日付け準備書面(14)2頁以下で述べられているとおり、その必要性は認められない。

(3) 以上のとおり、原告ら証拠申出書(1)による証拠申出は、時機に後れた攻撃防御方法であり、また、原告らが求める立証事項は、いずれも既に出された書証により明らかとなっており、その必要性はないから、速やかに却下されるべきである。

3 なお、原告らは、原告ら証拠申出書(1)「第2 立証計画」(12頁)において、①官僚、学者専門家及び②原告らの尋問を今後求める旨主張するが、前者については、事実の尋問ではなく、専門家の意見・見解を求める尋問であるから、その必要性はなく、また、後者については、そもそも、原告らは、客観的に確定されるべき訴訟要件の充足すら明らかにしていないのであるから、本案主張に係る立

証の必要性はないといわざるを得ない。